



年金確保支援法案について

3月5日、年金確保支援法案(※)が閣議決定され国会に提出されました。企業年金関連の改正事項について概要をご案内申し上げます。

なお、本法案には、法案の趣旨(無年金・低年金の発生防止/国民の高齢期の所得確保支援)を踏まえ、国民年金保険料の納付可能期間の延長(2年→10年)等、国民年金保険の一部改正も盛り込まれております。

(※)「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html>

1. 厚生年金保険法の一部改正

*【 】は施行日

① 従業員減少に係る掛金の一括抛ち【平成23年4月1日】

事業主が事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合において、この減少によって他の事業所に係る掛金が増加する場合は、この増加相当額を掛金として一括して抛ちするものとする。

② 厚生年金基金が解散する場合における特例措置【平成23年4月1日】

積立金が責任準備金相当額を下回っている厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の減額や納付猶予等を認めるものとする。(5年間の時限措置。なお、平成17年度から平成20年度まで同様の措置を講じていた。)

③ 情報収集等業務の委託【平成23年4月1日】

未請求者対策を推進するため、厚生年金基金は、加入者に関する記録の収集等を企業年金連合会に委託することができるものとする。

2. 確定給付企業年金法の一部改正

*【 】は施行日

① 従業員減少に係る掛金の一括抛ち【平成23年4月1日】

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合において、この減少によって他の事業所に係る掛金が増加する場合は、この増加相当額を掛金として一括して抛ちするものとする。

② 情報収集等業務の委託【平成23年4月1日】

未請求者対策を推進するため、事業主・企業年金基金は、加入者に関する記録の収集等を企業年金連合会に委託することができるものとする。

3. 確定拠出年金法の一部改正

*【 】は施行日

① **企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ【公布日から2年6月以内で政令で定める日】**

60歳～65歳の一定の年齢に達した時に資格喪失することを規約に定めることができるものとし、60歳以降も引続き雇用される者は加入者とするすることができるものとする。

② **従業員拠出(マッチング拠出)【平成24年1月1日】**

企業型年金加入者は、規約で定めるところにより、拠出限度額の枠内かつ事業主掛金額を超えない範囲で、自ら掛金を拠出できるものとする。(加入者が自ら拠出する額は、所得控除の対象となる。)

③ **投資教育の継続的実施の明確化【平成23年4月1日】**

事業主は、投資教育を継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産運用に関する知識を向上させるよう配慮するものとする。

④ **情報収集等業務の委託【平成23年4月1日】**

未請求者対策を推進するため、事業主は、加入者に関する記録の収集等を企業年金連合会に委託することができるものとする。

⑤ **脱退一時金の支給要件の緩和【公布日から2年6月以内で政令で定める日】**

企業型年金加入者の資格喪失後、そのまま個人型年金運用指図者となり2年を経過する等、一定の要件を満たす者は、脱退一時金の支給を請求することができるものとする。

以上

